

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和8年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大分県	県内各市町村	ひとり親家庭等	82	*ひとり親家庭の親(父、母)及び18歳到達後年度末までの児童 父母のいない18歳到達後年度末までの児童 *所得制限あり	子:自己負担なし 親:医療機関毎に500円/日(月14日、最大7,000円まで)	子:自己負担なし 親:医療機関毎に500円/回(月4回、最大2,000円まで) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成24年12月診療分
大分県	大分市 由布市	子ども	83	入 院:中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者) 入院外:未就学児まで(満6歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	小中学生:医療機関毎に500円/日(月14日、最大7,000円まで)	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年2月診療分
大分県	別府市 中津市 日田市 豊後高田市 杵築市 宇佐市 国東市 日出町 豊後大野市 九重町 玖珠町	子ども	83	入 院:中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者) 入院外:未就学児まで(満6歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内の医療機関等 ※中津市については、大分県内の医療機関等及び福岡県(豊前市・吉富町・上毛町・築上町)の医療機関等	平成28年2月診療分
大分県	佐伯市 姫島村	子ども	83	中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年2月診療分
大分県	臼杵市	子ども	83	中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし	小中学生:医療機関毎に500円/日(月4回、最大2,000円まで) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年2月診療分
大分県	津久見市 竹田市	子ども	83	入 院:中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者) 入院外:未就学児まで(満6歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成28年2月診療分
大分県	日田市 (*)	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外:未就学児まで→中学校卒業まで) 中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者) (入院外:小中学生においては市内の医療機関等が対象)	なし		対象外	県内の医療機関等 (小中学生の入院外は市内の医療機関等)	平成28年4月診療分
大分県	由布市	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、自己負担額の変更による実施機関番号「83.44.825.8」の新規設定に伴い、旧実施機関番号「83.44.125.3」を廃止					平成29年3月診療分までの取扱い
大分県		子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、実施機関番号(800番台)を新規設定し、入院外の対象年齢を拡大 中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年4月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
					入院	入院外				
大分県	日出町（*）	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担額を変更（未就学児まで→中学校卒業まで） 中学校卒業まで（満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者）	なし	小中学生：医療機関毎に500円/日（月4回、最大2,000円まで） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年6月診療分	
大分県	玖珠町（*）	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大（未就学児まで→中学校卒業まで） 中学校卒業まで（満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者）	なし					
大分県	津久見市（*）	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大（入院外：未就学児まで→中学校卒業までに拡大） 中学校卒業まで（満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者）	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成29年7月診療分	
大分県	杵築市（*）	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大（入院外：未就学児まで→中学校卒業までに拡大） 中学校卒業まで（満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年9月診療分	
大分県	大分市	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、自己負担金の廃止による実施機関番号「83.44.801.9」の新規認定に伴い、実施機関番号「83.44.101.4」を廃止					平成29年9月診療分までの取扱い	
大分県	大分市	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、実施機関番号（800番台）を新規設定し、入院の一部自己負担金（500円/日）を廃止 入院：中学校卒業まで（満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者） 入院外：未就学児まで（満6歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年10月診療分	
大分県	豊後高田市 由布市	子ども	83	平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、実施機関番号（700番台）を新規設定し、対象年齢を拡大 高校卒業まで（満18歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成30年4月診療分	
大分県	竹田市（*）	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大（入院外：未就学児まで→中学校卒業まで） 中学校卒業まで（満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者）	なし		食事標準負担額を助成			
大分県	豊後高田市 豊後大野市（*）	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大（入院外：未就学児まで→中学校卒業まで） 中学校卒業まで（満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外			
大分県	国東市	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、実施機関番号（700番台）を新規設定し、対象年齢を拡大 入院：満15歳に達する日以後における最初の4月1日から満18歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者	なし	－	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成30年6月診療分	
大分県	国東市（*）	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、助成内容を変更し対象区分を拡大（入院外：未就学児まで→中学校卒業まで） 中学校卒業まで（満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者）	なし		食事標準負担額を助成			
大分県	中津市（*）	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担額を変更（未就学児まで→中学校卒業までに拡大） 中学校卒業まで（満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者）	なし	未就学児：自己負担なし 小中学生：医療機関毎に500円/日（月4回、最大2,000円まで） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等及び福岡県（豊前市・吉富町・上毛町・築上町）の医療機関等	令和元年7月診療分	
大分県	宇佐市（*）	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担額を変更（未就学児まで→中学校卒業までに拡大） 中学校卒業まで（満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者）	なし	未就学児：自己負担なし 小中学生：医療機関毎に500円/日（月4回、最大2,000円まで） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大分県	九重町（＊）	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大（未就学児まで→中学校卒業までに拡大） 中学校卒業まで（満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和元年10月診療分
大分県	大分市	子ども	83	入院外：小学校入学から中学校卒業まで（満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者） ※所得制限あり	-	なし	-	県内の医療機関等	令和2年10月診療分
大分県	別府市（＊）	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大（未就学児まで→中学校卒業まで） 中学校卒業まで（満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者） ※小・中学生については所得制限あり	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年10月診療分
大分県	宇佐市（＊）	子ども	83	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している子ども医療について、実施機関番号（700番台）を新規設定し、対象年齢を拡大（中学校卒業まで→高校生まで） 高校生まで	なし	500円/日（1医療機関毎） 月4回まで 調剤は0円	対象外	県内の医療機関等	令和3年10月診療分
大分県	臼杵市（＊）	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、小中学生の通院にかかる自己負担を変更（医療機関毎に500円/日（月4回、最大2,000円まで）→なし） 中学校卒業まで（満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
大分県	別府市	子ども	83	*令和2年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、小中学生（市町村民税課税世帯）に係る実施機関番号「83.44.852.2」を新設 小中学生（市町村民税課税世帯）（15歳に到達する日以後、最初の3月31日まで） *小・中学生市町村民税課税世帯:852番台	なし	医療機関毎に500円/回 （月4回、最大2,000円まで）	対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
大分県	玖珠町	子ども	83	高校生等（満15歳に達する日以降の最初の4月1日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで） *高校生:700番台	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
大分県	大分市（＊）	子ども	83	*令和2年10月診療分から受託内容を変更した子ども医療について、小中学生（市町村民税課税世帯）に係る実施機関番号を801番台に、小中学生（市町村民税非課税世帯）に係る実施機関番号を851番台に統一し、小中学生（市町村民税課税世帯）に対する助成対象を拡大 中学校卒業まで（満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者） *小中学生（市町村民税非課税世帯）:851番台 *小中学生（市町村民税課税世帯）:801番台 *未就学児:900番台	なし	*未就学児及び小中学生（市町村民税課税非世帯）:なし *小中学生（市町村民税課税世帯）:医療機関毎に500円/日（月4回、最大2,000円まで）	対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
大分県	別府市（＊）	子ども	83	*令和2年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、小中学生（市町村民税課税世帯）に係る実施機関番号の新設に伴い、従前の802番台の助成対象を変更（※小・中学生については所得制限あり→市町村民税非課税世帯:802番台） 中学校卒業まで（満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者） *小・中学生市町村民税非課税世帯:802番台 *未就学児:900番台	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
大分県	佐伯市	子ども	83	平成28年2月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大し、公費負担者番号を新設 ・助成内容 小中学生のみ ↓ 高校生等（満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで） 就労している者、結婚している者も対象	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
大分県	杵築市	子ども	83	平成28年2月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大し、公費負担者番号を新設 ・助成内容 小中学生のみ ↓ 高校生等（満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
大分県	姫島村	子ども	83	平成28年2月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大し、公費負担者番号を新設 ・助成内容 小中学生のみ ↓ 高校生等（満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大分県	日出町	子ども	83	平成29年6月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大し、公費負担者番号を新設 ・助成内容 高校生等(満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで)	なし	医療機関毎に500円/回 (月4回限度)	対象外	県内の医療機関等	令和5年 6月診療分
大分県	国東市 (*)	子ども	83	*平成30年6月診療分から受託している国東市子ども医療費助成事業(高校生等)について、助成対象を拡大 (入院外については助成対象外→助成対象(無料)) 満15歳に達する日以後における最初の4月1日から満18歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分
大分県	津久見市	子ども	83	市内に住民票のある高校1年生から3年生相当年齢までの者(満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで) ※ 就労している者も対象	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 1月診療分
大分県	大分市	子ども	83	平成28年2月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大し、公費負担者番号を新設 高校生等(満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで) 高校生:700番台	なし	医療機関毎に500円/回 (月4回、最大2,000円まで) ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
大分県	別府市	子ども	83	市内に住民票のある高校1年生から3年生相当年齢までの者(満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで) ※ 就労している者も対象 高校生:700番台	なし	医療機関毎に500円/回 (月4回、最大2,000円まで) ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
大分県	中津市	子ども	83	市内に住民票のある高校1年生から3年生相当年齢までの者(満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで) ※ 被扶養者のみ、区分「本人」は対象外 高校生:700番台	なし	医療機関毎に500円/回 (月4回、最大2,000円まで) ※薬局での自己負担なし	対象外	大分県内・福岡県(豊前市・吉富町・上毛町・築上町)の医療機関等	令和6年 4月診療分
大分県	臼杵市	子ども	83	市内に住民票のある高校1年生から3年生相当年齢までの者(満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで) ※ 就労している者も対象 高校生:700番台	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
大分県	竹田市	子ども	83	市内に住民票のある高校1年生から3年生相当年齢までの者(満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで) ※ 子どもが生活保護受給者である場合、本人が婚姻している場合、就労者(被扶養者を除く)である場合は助成対象外 高校生:700番台	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
大分県	豊後大野市	子ども	83	市内に住民票のある高校1年生から3年生相当年齢までの者(満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで) ※以下の者は対象外 ・保護者から扶養されていない者 ・就職をしている者 ・婚姻をしている者 ・生活保護・重度心身障がい者医療、ひとり親医療など他の医療費助成の対象となっている者 高校生:700番台	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
大分県	九重町	子ども	83	市内に住民票のある高校1年生から3年生相当年齢までの者(満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで) ※以下の者は対象外 ・保護者から扶養されていない者 ・就職をしている者 ・生活保護受給世帯の者 ・ひとり親家庭等医療費助成資格のある者 高校生:700番台	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大分県	日田市 (*)	子ども	83	平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、小中学生の通院に係る対象医療機関等を拡大 (市内の医療機関等→県内の医療機関等に拡大) 中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
大分県	玖珠町 (*)	子ども	83	令和4年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、高校生等(満15歳に達する日以降最初の4月1日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで) 高校生:700番台 ・就業している方(子ども自身が就職などし、保護者の扶養から外れている場合) ・結婚している方	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
大分県	由布市 (*)	子ども	83	平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、実施機関番号(700番台)を新規設定し、対象年齢を拡大 高校卒業まで(満18歳に達する日以降における最初の3月31日までの間にある者) ・保護者の保険扶養になっている方 ・就職していない方 ・婚姻をしていない方	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
大分県	豊後高田市 (*)	ひとり親	82	平成24年12月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、入院時食事療養費の助成内容を変更 養育者及び養育者が養育する児童(養育者とは、父母が死亡した児童を養育する者等)に係る入院時食事療養費について助成対象外→児童について全額助成対象へ変更 ※ ひとり親家庭の親(父、母)については変更なし	子:自己負担なし 親:医療機関毎に500円/日(月14日、最大7,000円まで)	医療機関毎に500円/回 (月4回、最大2,000円まで) ※薬局での自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 7月診療分
大分県	豊後高田市 (*)	子ども	83	平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院時食事療養の助成内容を変更(食事標準負担額の助成対象外→助成対象へ変更)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 7月診療分
大分県	日田市	子ども	83	・高校生世代(満15歳に達する日以降最初の4月1日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで) ・高校に進学していない就労者等も助成対象	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 10月診療分
大分県	日出町 (*)	子ども	83	800番台は、中学校卒業まで(満15歳に達する日以降における最初の3月31日まで) (自己負担額:入院外 医療機関毎に500円/日(月4回、最大2,000円まで)→なし) 700番台は、高校生等(満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで) (自己負担額:入院外 医療機関毎に500円/回(月4回限度)→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和8年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。